

那智勝浦町 第9期高齢者福祉計画及び 第8期介護保険事業計画

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度

概要版



令和3（2021）年3月
那智勝浦町

1 計画の概要

- 「高齢者福祉計画」とは？
老人福祉法第20条の8に基づき、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画
- 「介護保険事業計画」とは？
介護保険法第117条に基づき、介護保険事業の円滑な実施に関して定める計画

高齢者に関する
計画として一体的
に策定します

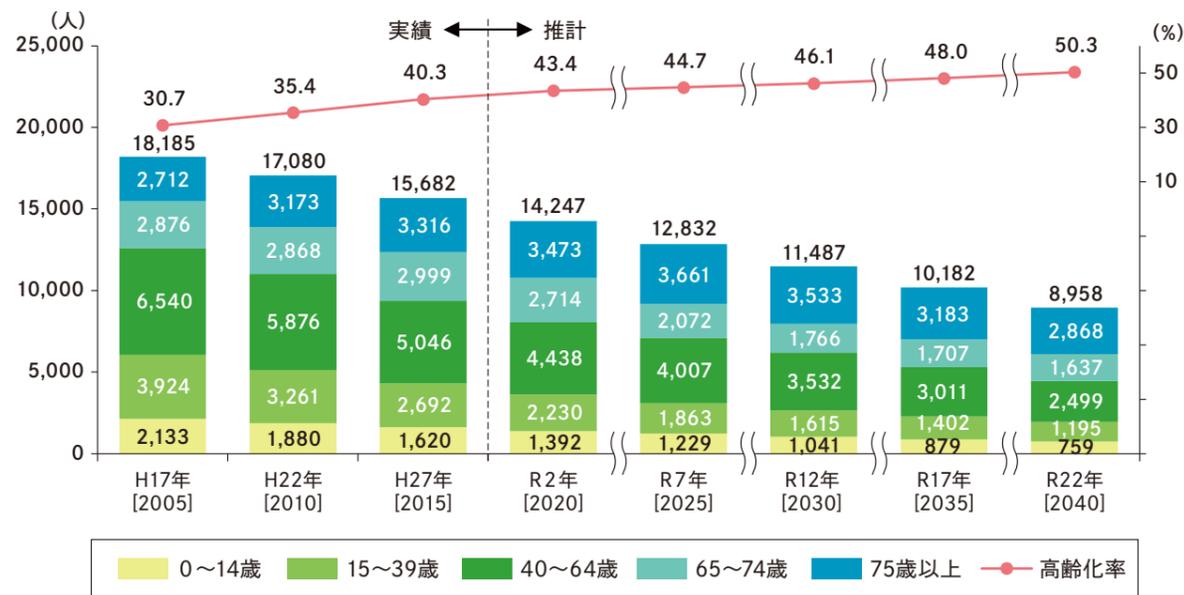
本計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までを計画期間として、地域包括ケアシステムの深化・発展、さらには地域共生社会の実現をめざすため、策定します。



2 高齢者の現状と推計

▶ 総人口と高齢者数の将来推計

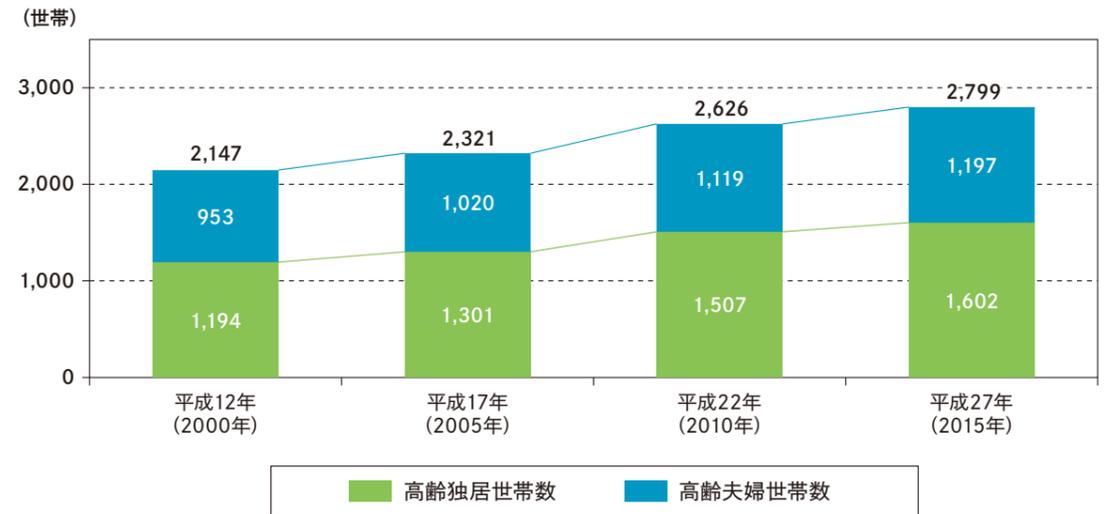
総人口は、減少で推移しており、それに伴って少子高齢化も進行しています。
前期高齢者（65～74歳）数は今後減少が見込まれますが、後期高齢者（75歳以上）数は令和12（2030）年までは高止まりで、以後減少する見込みとなっています。



(資料) 2000年～2015年まで：総務省「国勢調査」
2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

▶ 高齢者世帯の状況

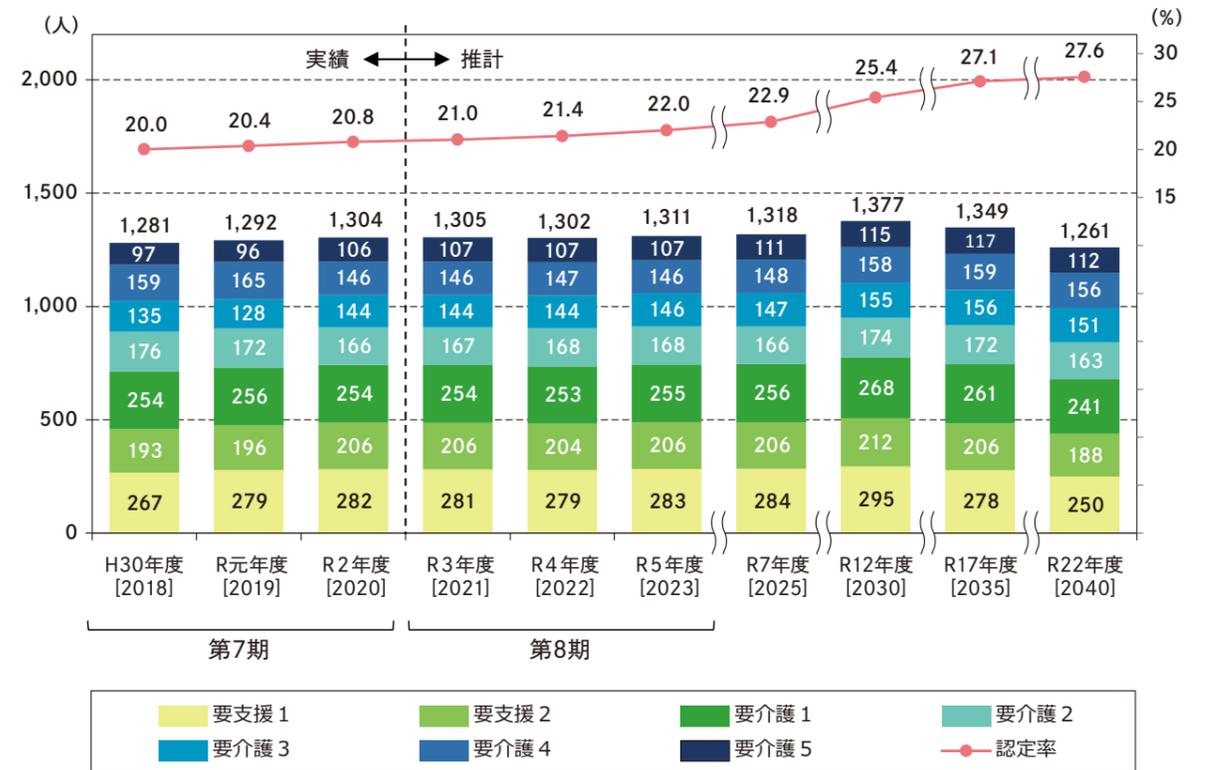
「高齢独居世帯数」、「高齢夫婦世帯数」とともに増加で推移しています。今後も少子高齢化が進むため、これらの世帯数も増加していくことが予想されます。



(出典) 総務省「国勢調査」

▶ 要支援・要介護認定者数の将来推計（自然体推計値）

認定者数は、令和12（2030）年までは微増が見込まれています。また、認定率は、横ばいから高まる傾向にあります。



(資料) 見える化システムによる自然体推計
※実績値は、各年度9月月報数値



3 計画の基本理念と方向性

▶ 計画の基本理念

誰もが笑顔かがやく 支え合いのまちづくり

「地域包括ケアシステム」の深化・推進のための取組を更に進めるとともに、今後は地域包括ケアの理念を高齢者だけにとどめない包括的な概念となる「地域共生社会」の実現に向けた取組も推進する必要があります。

高齢者が支援や介護が必要な状態等になっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことができる支援体制の充実を図るとともに、本人とその家族や医療・介護・福祉等の関係者だけでなく、地域全体でみんなを支え合う仕組みづくりに取り組んでいきます。



▶ 計画の方向性

以下の4つの方向性により、本計画の基本理念の実現をめざします。

方向性その1 地域共生社会実現の視点

年齢や障害に関わらず、だれもが役割を持って活躍することができる地域となるよう、地域共生社会の実現に向けた視点を取り入れます。

方向性その2 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護が必要になっても地域で安心して暮らすことができる地域となるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組めます。

方向性その3 介護予防、自立支援・重度化防止の推進

- 介護保険の基本理念の実現を図るため、次の地域づくりに取り組みます。
- ・ 要介護状態にならないよう、自ら介護予防に取り組むことができる地域
 - ・ 要介護状態になっても重度化防止や自立した生活ができる地域

方向性その4 認知症施策の推進

認知症になっても地域で変わらずに過ごすことができる地域となるよう、認知症施策に取り組めます。

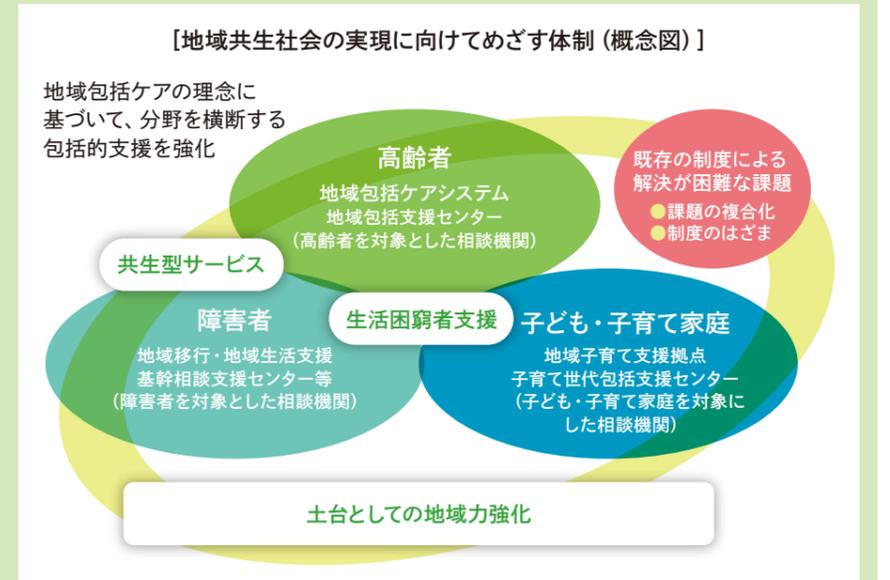
4 施策の展開

1. 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会の実現には、地域包括ケアシステムの深化・推進や認知症施策等、本計画によって進める高齢者施策がその土台となります。これらの施策の達成に向けて取組を進めるとともに、新たに包括的な支援体制である「断らない相談支援」の実現に取り組めます。

施策・事業

- 断らない相談支援の実現
世帯が抱える相談を丸ごと受け止め、高齢者介護や障害福祉、児童福祉、生活困窮者対策等の関係部署が一体となって対応することができる支援体制の構築をめざします。



2. 介護保険サービスの充実

今後、少子高齢化が進む中、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、在宅生活を支える介護保険サービスが充実し、さらには入退院時や終末期への対応等、医療ケアが必要な高齢者への支援体制の強化が必要となります。

在宅における介護保険サービスの充実、ならびに医療と介護の連携強化に向けた取組を進めます。

施策・事業

- 介護保険サービスの整備
- 医療と介護の連携強化（在宅医療・介護連携推進事業）

3. 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保

本町では、今後、令和17（2035）年にかけて要介護認定者が増加・高止まりすると予測されています。そのため、今後の住まいに関するニーズを予測し、低所得者対策や療養病床の転換を踏まえたうえで、自宅や特別養護老人ホーム等の施設、サービス付き高齢者向け住宅等の特定施設等の居住環境を計画的に整備することが重要になります。

施策・事業

- 施設や住まいの確保
- 生活困窮者等の住まいの確保に向けた取組



4.介護を取り巻く環境づくり

地域包括ケアシステムの深化・推進には、地域で支える体制や、家族が安心して介護を行うことができる環境づくり等、要介護者を取り巻く環境が重要になります。

今後も現役世代が減少し、介護人材だけではなく、家族を含めた介護の担い手が一層不足すると予想されます。地域における見守りや家事支援等の支え合いがより一層重要となるため、重点項目として、支え合いのまちづくりの取組を進めます。また、家族が安心して介護できる環境づくりを行うため、就労継続等の支援を行います。

施策・事業

- 支え合いのまちづくり
- 家族介護者への支援
- 高齢者虐待対策・権利擁護
- 移動手段の確保

支え合いのまちづくり

地域において、お互い様の関係が醸成され、見守りや家事支援等の支え合いが無理なく行われる地域をめざし、支え合いのまちづくりに関する取組を進めます。
★令和5年度までに総合事業の住民主体によるサービス(B型)を創出

5.介護予防の推進

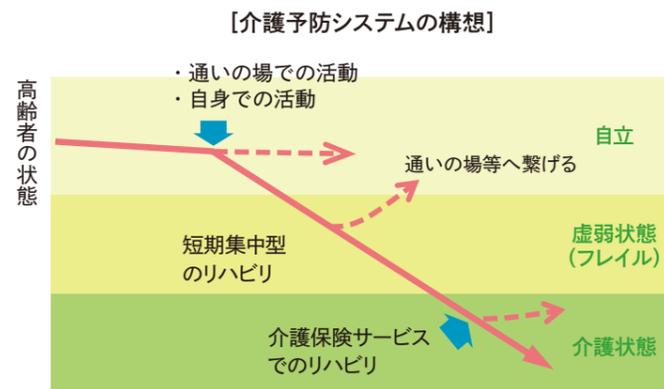
本町は、要介護度の軽度認定率が高く、特に運動面での課題が多くなっていますが、これは、運動面での取組を中心とした介護予防に関する施策を推進することで、状況の改善が可能であるともいえます。また、町立温泉病院は、リハビリテーション科を有するなど多くの医療専門職がおり、介護予防における資源も充実しています。これらの資源を踏まえて、効果的・効率的に介護予防の取組を進めます。

施策・事業

- 介護予防システムの構築
- 地域住民への支援
- 保健事業と介護予防の一体的な実施

介護予防システムの構築

医療や介護人材等の限られた資源を有効活用し、介護予防の取組を効果的・効率的に進めるため、高齢者が自身の状態や状況に応じた適切な介護予防を行うことができるよう、那智勝浦町版介護予防システムの構築に取り組みます。



- ★令和3年度までに総合事業の短期集中予防サービス(C型)を創設
- ★令和5年度までに通いの場へ的高齢者の参加率(参加者数÷高齢者数)を10%へ(令和元年度実績6.3%)

6.認知症になっても安心できる地域づくり

認知症になっても地域で安心して暮らすためには、認知症になっても自分のことは自分で決めることができる環境が必要です。そのためには、家族の不安軽減や地域の理解・支援といった様々な取組を進めるに当たって、本人の声を施策に反映することが重要になります。

そのため、本町は、「認知症本人の視点に立ったケアの実現」を認知症施策の基本方針とし、認知症に関する取組を進めます。

施策・事業

【基本方針】認知症本人の視点に立ったケアの実現
認知症本人の声や思いが届くことを常に意識し、認知症施策を進める。

- 認知症地域支援推進員の活動促進
- チームオレンジの構築
- 相談しやすい環境の整備
- 相談・支援の機能強化

チームオレンジの構築

- ★令和5年度までに認知症サポーター養成講座の受講者数を人口の10%へ(令和2年11月末現在4.6%)
- ★令和5年度までにチームオレンジを立ち上げ

7.自立支援・重度化防止に向けた取組

介護保険の基本理念である自立支援・重度化防止の実現は、地域包括ケアシステムにおいても重要となります。住民だけではなく、事業者や医療機関等の関係機関を含め、地域全体に基本理念を広めるため、様々な取組を進めます。

施策・事業

- 地域包括支援センターの機能強化
- 地域ケア会議
- 介護給付等の適正化

8.町独自事業の実施

高齢者の自立支援・重度化防止に資するため、様々な独自事業を実施します。

施策・事業

- 市町村特別給付(紙おむつ給付費の支給)
- 福祉サービスの実施

9.災害・感染症への対策

いつ起こるとも知れない災害に対して「那智勝浦町地域防災計画」に沿って対策を行い、高齢者の安全・安心な環境づくりに努めます。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく国や県と整合する取組を推進し、また、平時における備えの充実を図り、高齢者の非常時・緊急時の安全を確保します。

施策・事業

- 防災対策の推進
- 感染症対策の推進



5 第8期計画期間中の保険料

第8期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の所得段階については、国の標準段階である9段階を基本とします。

なお、低所得層の負担を軽減するため、国・県・町が公費を投入し、第1段階から第3段階に対して保険料の軽減措置を行っています。

第8期の第1号被保険者の保険料基準額

保険料（基準額）	年額	71,400円
	月額	5,950円

介護保険料の段階設定及び基準額に対する保険料率

所得段階	保険料率	対象者	年間保険料
第1段階	基準額×0.30	本人及び世帯全員が町民税非課税で、 老齢福祉年金受給者または生活保護の受給者 本人及び世帯全員が町民税非課税かつ 本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	21,400円
第2段階	基準額×0.50	本人及び世帯全員が町民税非課税かつ 本人の課税年金収入額+合計所得金額が 80万円超120万円以下の人	35,700円
第3段階	基準額×0.70	本人及び世帯全員が町民税非課税かつ 本人の課税年金収入額+合計所得金額が120万円超の人	49,900円
第4段階	基準額×0.90	同じ世帯に町民税課税の人がいるが、本人は町民税非課税かつ 課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	64,200円
第5段階	【基準額】	同じ世帯に町民税課税の人がいるが、本人は町民税非課税かつ 課税年金収入額+合計所得金額が80万円超の人	71,400円
第6段階	基準額×1.20	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	85,600円
第7段階	基準額×1.30	本人が町民税課税で、 合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	92,800円
第8段階	基準額×1.50	本人が町民税課税で、 合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	107,100円
第9段階	基準額×1.70	本人が町民税課税で、合計所得金額が320万円以上の人	121,300円



編集・発行：那智勝浦町福祉課

住所：〒649-5392 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1
TEL：0735-29-7039（直通）／FAX：0735-52-8635

発行年月：令和3年3月